

役員に関する定款施行細則の改正について

定款施行細則 第5章 役員

【改正前】

- 第15条 ~~社員総会で選任されるべき理事候補者は、社員総会の選挙によって~~選出される理事候補者（以下、選挙理事）と選挙によらないで選出される理事候補者（以下、非選挙理事）とに区分する。
- 選挙理事は7名、非選挙理事は6名以内とする。
 - ~~会長、次期会長及び前会長は、その任期中、非選挙理事となる。~~
 - 施行細則第16条乃至第24条の規定により選出された選挙理事及び施行細則第25条乃至第26条の規定により選考された非選挙理事は、社員総会に理事候補者として推薦され、その承認決議を受けて当法人の理事として選任される。（3）
 - 施行細則第27条の規定により選出された監事候補者は、社員総会に監事候補者として推薦され、その承認決議を受けて当法人の監事として選任される。（3）
- （3）この社員総会は原則として2月開催のものを意味する



【改正後】

- 第15条 **定時社員総会で選任されるべき理事の候補者は、年次学術集会前日、選挙年に選出された社員の投票によって**選出される理事候補者（以下、選挙理事）と選挙によらないで選出される理事候補者（以下、非選挙理事）とに区分する。
- 選挙理事は7名、非選挙理事は6名以内とする。
 - 細則第6章に規定する選挙理事選出後直ちに開催される非選挙理事選考委員会の開催時において、年次学術集会の翌日に前会長又は会長あるいは次期会長となる者が選挙理事でない場合、非選挙理事となる。**
 - 前項の非選挙理事は、社員総会に理事候補者として推薦され、その承認決議を受けて当法人の理事として選任されるものとし、理事としての任期は、細則第14条に定める会長、次期会長、前会長としての任期にかかわらず、定款第18条の規定に従うものとする。（3）**
 - 施行細則第16条乃至第24条の規定により選出された選挙理事及び施行細則第25条乃至第26条の規定により選考された非選挙理事は、社員総会に理事候補者として推薦され、その承認決議を受けて当法人の理事として選任される。（3）
 - 施行細則第27条の規定により選出された監事候補者は、社員総会に監事候補者として推薦され、その承認決議を受けて当法人の監事として選任される。（3）
- （3）この社員総会は原則として2月開催の**定時社員総会**を意味する